

# \*\* 住居確保給付金（転居費用補助） \*\*

収入が大きく減少し、家賃が安い住宅に転居する必要がある方に、家計改善の支援において、転居によって家計が改善すると認められることなどを要件として、転居費用を補助します。

転居費用補助を受けるには、次のような要件があります

申請時に以下の①～⑧のいずれにも該当する方が対象となります。

- ① 申請者と同一の世帯に属する者の死亡、又は申請者若しくは申請者と同一の世帯に属する者の離職等により経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失のおそれがある方であること
- ② 申請日の属する月において、世帯収入が著しく減少した月から2年以内であること
- ③ 申請日の属する月において、その属する世帯の生計を主として維持していること
- ④ 申請日の属する月における世帯収入額が、基準額及び申請者が賃借する住宅の一月あたりの家賃の額（※）を合算した額（収入基準額）以下であること

※申請者が持家である住宅等に居住している場合又は住居を持たない場合は、その居住の維持又は確保に要する費用の額とし、当該費用の額が住宅扶助基準に基づく額を超える場合は、当該額。

世帯人数	基準額		収入基準額
1人	84,000円	+ 家賃額 (ただし地域ごとに設定された 基準額が上限)	125,000円
2人	130,000円		179,000円
3人	172,000円		225,000円
4人	214,000円		267,000円
5人	255,000円		308,000円

\* 5人を超える世帯の収入基準額については別途お示しします。

- ⑤ 申請日において、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が次の表の金額以下であること

世帯人数	金融資産
1人	504,000円
2人	780,000円
3人以上	1,000,000円

- ⑥ 生活困窮者家計改善支援事業における家計に関する相談支援において、転居によって家計が改善すること、かつその費用の捻出が困難であると認められること
- ⑦ 自治体等が法令又は条例に基づき実施する離職者等に対する転居の支援を目的とした類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと
- ⑧ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でないこと

# 対象経費・支給額の上限・支給方法

## ①対象経費

転居費用の支給対象・対象外の経費は以下の表のとおり。

支給対象となる経費	支給対象とならない経費
<ul style="list-style-type: none"><li>・転居先の住宅に係る初期費用 (礼金、仲介手数料、家賃債務保証料、住宅保険料)</li><li>・転居先への家財の運搬費用</li><li>・ハウスクリーニングなどの原状回復費用 (転居前の住宅に係る費用を含む)</li><li>・鍵交換費用</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・敷金</li><li>・契約時に払う家賃(前家賃)</li><li>・家財や設備(風呂釜、エアコン等)の購入費</li></ul>

## ②支給額の上限

転居先の住居が所在する市町村の生活保護制度の住宅扶助における転居費用の基準額

〈参考〉藤沢市の生活保護の住宅扶助基準に基づく転居費用の額

単身世帯：212,000円    2人世帯：228,000円    3人世帯：248,000円  
4人世帯：264,000円    5～6人世帯：280,000円

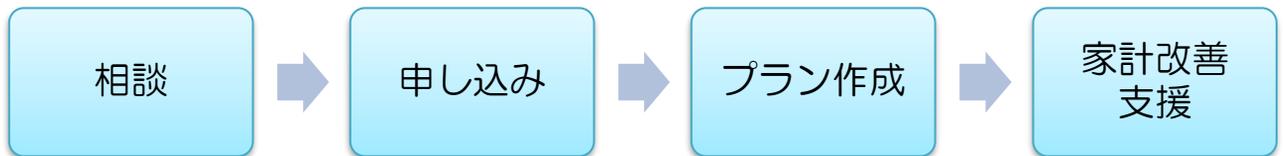
## ③支給方法

原則として、藤沢市が不動産仲介業者等の口座に直接振り込みます。

## 相談から支給の流れ

### ①申請相談

まずは窓口でご相談ください。制度の説明やお困りごとの整理を行います。その後、解決に向けた、具体的なプランを一緒に作ります。プランに基づき、家計改善支援を実施し、転居の必要性を確認します。



### ②支給申請

転居の必要性が認められたら、転居先の住居を確保してください。その後、必要書類を提出していただき、審査へと進みます。



お問い合わせ先

藤沢市役所 本庁舎2階 地域生活支援窓口 「バックアップふじさわ」

TEL：0466-25-1111（内線3253） 0466-50-3533（直通）